

西 監 第 43 号
令和 2 年 12 月 14 日

西尾市長 中村 健 様

西尾市監査委員 糟 谷 修
西尾市監査委員 大塚 久美子

財政援助団体等監査結果に係る勧告書

令和 2 年 8 月 31 日から同年 11 月 30 日までの間に実施した民間保育園に係る財政援助団体等監査の結果、特に措置を講ずる必要があると認められる事項がありましたので、地方自治法第 199 条第 11 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、同条第 15 項の規定に基づき、当該勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について、令和 3 年 2 月 12 日（金）までに監査委員に通知願います。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認められる事項

令和元年度民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金について、正規職員及び臨時職員の給与等及び社会保険料等事業主負担額等に、数値の記載誤りのほか、市基準の適用誤りがあり、補助対象経費として認められる金額を超過した実績報告に基づいた額を支出していたことから、返還金が生じると認められる。

2 勧告の内容

令和元年度に対象保育園に対し支出した補助金について、事実認定を行い返還額を確定させ、西尾市へ返還するよう求めることを勧告する。